

# 予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和7年12月24日（水）

令和7年12月24日（水）午前10時43分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高野 浩一	副委員長	丸山 国一		
委員	廣瀬 明弘	高畑 一幸	青柳 好文	飯島 孝也	
	小林真理子	平塚 悟	佐藤 浩美	有賀 公子	
	荻原 哲也	佐藤 照幸	土屋 憲一	橋爪 孝裕	
	渡邊 敬介	山賀 沙耶			

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹	総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊	会計管理者	奥山 清
市民課長	河村 敬	環境課長	土屋 典子
福祉総合支援課長	土橋 美和	子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	林 正樹
農林振興課長	有賀 博	教育総務課長	清水 修
議会・監査委員	町田 享子	ぶどうの丘支配人	坂本 豊
事務局長			
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮
総務課	高石 宏満		
財政課	中村 明博		
子育て支援課	向山 映子		

観光商工課 武藤 剛 土屋 和生

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第97号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第9号）

〔開会 午前10時43分〕

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

---

#### 議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） 追加議案としての一般会計補正予算（第9号）の審議を、慎重審査よろしくお願ひ申し上げます。

---

#### 開議

- 委員長（高野浩一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議題につきましては、本日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。

---

#### 議案第97号

- 委員長（高野浩一君） それでは、議案第97号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 教えていただきたいのですけれども、国及び県からこの金額が提示されたのは、タイミングとしていつですか。

○ 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えをいたします。

12月16日でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 12月16日ということで、その後、大変だったと思います。ご苦労さまでした。私も一般質問の中で伺いましたけれども、本当に市の職員さんとしてはご苦労いただいて、ありがとうございました。

○ 委員長（高野浩一君） 平塚委員。

○ 委員（平塚 悟君） 2点お伺いしたいと思います。

まず、この地方創生臨時交付金、12月16日に内示があったということでありましてけれども、この後、繰越明許のこともありますけれども、国からの速やかに物価高騰対策に充てて、事業に移してもらいたいという意向が出ていたと思います。そういうことから、事業執行の国から示された期限と、それから、今回はこの臨時交付金が3億9,282万5,000円ですけれども、これで内示額の全額になるのか、そのところを確認でお願いいたします。

○ 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の期限でございますが、本市の予算も繰越明許ということになっております。国のほうも来年度までということになっております。

もう一点の全額かどうかという話でございますが、内示額全額を計上させていただいております。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第3款民生費について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。  
これより質疑を行います。  
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 給付の対象者をお伺いします。いつ生まれていつまでというよ  
うな。
- 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。  
まず、対象は0歳から18歳未満になります。高校生年代の18歳になります。  
あと、基準日は9月30日になりますが、9月30日時点の児童手当の給付者になります。  
なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの出生した児童も対象となります。  
以上です。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 高校生が対象ということで、例えば働いている18歳未満は対象  
にならないということですか。
- 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。  
18歳、高校生年代の3月末時点が高校生の対象になりますので、高校生年代になります。  
働いていても対象になります。
- 委員長（高野浩一君） 矢口課長、対象をもう一度はっきり分かりやすく説明をお願い  
いたします。  
休憩いたします。
- 休憩 午前10時57分
- 
- 再開 午前10時57分
- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。  
矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。  
平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子どもが対象児童となりますの  
で、高校生年代、3月31日で年度末年齢が18歳の方は対象となります。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 給付については、今、郵送とか振込というようなご説明をいただきましたが、実際いつぐらいにこの振込が行われたり、スタートするのか、事務的なスケジュールをお願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうさせていただきます。

本予算をご議決いただきまして、成立後速やかに、まずシステム改修及び対象者の通知作業に入ります。可能な限り早期の支給を目指しており、現時点では2月下旬から順次振込を開始できるよう準備を進めてまいります。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今、2月下旬から振込をしてくださるということですが、この保護者にとしてみると、通知が市から来る、そうすると何か自分で手続をする。そうしたら、手続や申請をしたら市から振り込まれるというふうになるのか、プッシュ式で、データがあって振り込まれるのか。実際の保護者としての手続というのはどうなるでしょうか。

○ 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうさせていただきます。

システムのほうの調整ができ次第、2月に市から児童手当を受給している方にまずプッシュ型で児童手当口座に給付金を振り込みますよというような旨の勧奨の通知を発送します。その中には、拒否の申出期間を設けまして、プッシュ型につきましては3月上旬の予定。また、私どものほうで口座を把握していない公務員等の方におきましては、2月から3月と申請期間を設けまして、受付が完了次第、2月下旬から順次振込のほうを開始するというようなことで予定しております。

○ 委員長（高野浩一君） 課長、スケジュール感で、さっき小林委員の質問で、2月下旬から振込を開始するとありましたが、一番最後、例えば3月31日出生までという説明だったので、例えば本当にその最後の方たちの手続が終わる最終のスケジュール感はどれぐらいを見込んでいますか。

矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

令和8年3月31日までに出生した方も対象としますので、申請としましては4月15日までを受付の申請期限として設けまして、4月の末には振込ができるよう手続のほうを進

めてまいります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今回、この手続に関わって会計年度任用職員を1人採用ということで、1人増員になっているのですが、これは可能なのですか。
- 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。  
今回のこの給付金事業におきましては、現職員の中で対応いたします。
- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 人数が3,700人ということですが、これは間違いはないというか、目算というか、どういう根拠ですか。
- 委員長（高野浩一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

3,700人の内訳ですが、プッシュ型におきましては、児童手当の受給者約3,070人、対象人数の約8割以上を占めております。あと、申請型、公務員は約570名相当を予定しております。

あとは基準日から令和8年3月31日までの出生児童数を約60人として見込んでおるところです。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。  
(発言する者なし)
- 委員長（高野浩一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費について当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。  
これより質疑を行います。  
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 商品券というのは妥当であるというふうに思います。そして、商工会に入っている、入っていない、それから大型店か否かということの縛りはなくやっ  
てくださるということで、すごい使い勝手がいいということで、大変使われるのではない  
かというふうにと思いますが、1万5,000円ということなのですから、かなりこれまで  
やった商品券の中では金額が多いというわけなのですから、そういう商品券はや

りつつ、例えば私が言っていた水道料の基本料金無償というようなことの検討はなされたのかということが1つ。

それからもう一つ、市内の介護事業所のようなところ、大変苦しいというふうに思いますけれども、それについては、市としてそういうことを検討したことはあったのかなかったのか伺います。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

内容につきましては、国から推奨メニュー等も示されておりますので、それを基に広く検討はさせていただいたところでございます。もともと国のほうでもお米券等から話が発生したものでございますので、国の推奨メニューにつきましても、生活者の支援と事業者の支援というようなメニューに分かれてございますが、やはり今のこの物価高騰の実情を考えると、本市の場合は生活者支援を集中的に行うべきだという判断の中で、商品券事業をやらせていただく予定で準備を進めてございます。

ほかの事業も取り入れるとか細かくやるということも当然あるのかとは思いますが、ほかの事業をいろいろ入れますと、それぞれにまた事務費がかかるとか、経費がかかる等もございますので、国のほうでも大きい額の交付金を用意していただいておりますので、それを有意義に使って市民の皆様への物価高騰対策、少しでも物価高騰に対する一助になればということで商品券事業として決定させていただいたところでございます。

あと、介護事業等、ほかの事業もありますけれども、今、物価高騰で苦しんでおられますのは市内全域どの事業所も、どの事業者も、市民の方、同じだと思いますので、公平感を持つために市民全員を対象とさせていただいております。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今おっしゃったことで分かるのですが、甲府市などでも水道料金の負担、負担というか市の、ということもある。ほかの自治体でもそういうことも広がっていますので、今後のこういうことを考えるときに頭の中に入れて検討していただけるようにということを要望して終わります。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 先ほどの子育て支援のものと同じように、対象になる住民というのは、対象者はどの時点のどういう方を考えているのかをお願いします。
- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

先ほど対象は全甲州市民というお話をしましたが、今日がもう12月24日ですので、ご議決をいただいた後に速やかに委託契約等はさせていただきたいと思いますが、まず基準日を設けなければなりませんので、どうしても年をまたぎますので、今の予定ですと2月1日現在が基準日として妥当かなというふうに考えてございます。そこで拾い上げました方が対象ということを見込んでございます。

ただ、予算的には、この12月1日現在の人口で算出はしてございます。

また、その後に、例えば利用店舗の募集等もかけるのに時間がかかってまいりますので、その後、商品券を利用していただく期間も、今までの商品券事業を基に考えますと、やはり半年ぐらいは使っていただく期間がないと、なかなか使いにくいのかなと思いますので、その間に出生された方につきましては、どこかの時点での当然基準日から区切らせていただきますけれども、新たに出生された方も対象に含めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） もう少し明確に、現時点でいつからいつというのが決まっているほうがよいと思うのですが、基準日、まだシステム改修がどうなるか分からないというところもあって、どこまで生まれた人がいいのかというのが曖昧なままこれが進んでしまうのがちょっと不安なので、もう少し明確にお願いします。
- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今現在、まだすみません、1週間も議論していませんので、明確ではございませんが、今現在決まっておりますところは、基準日を2月1日に設けさせていただきたいと思えます。そこで利用店舗の募集もかけますので、3月頃までには利用店舗の募集をかをかけさせていただき、4月中までには商品券等も用意し、利用店舗の使えるところを一覧表にした中で、市民の皆様のお手元にお渡しするのが、今ですと4月下旬を見込んでございます。したがって、使えるのが5月1日からの6か月間を想定してございまして、10月31日までは使える予定でございまして、基準日以降に出生された方がこの利用期間の1か月前の9月30日までに出生された方を対象にしたいというふうに考えてございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 基準日から大分長く出生しても、9月30日までという期間があるので、子育て支援課とよく連携して、新しく出生された方にも行き渡るように、そこは手続を進めていただきたいと思います。

あと、別件で、先ほど食料費と共通券ということで、今回珍しい分け方をするということで、食料費というのを明確に、例えば具体的にいうと、お肉とトイレットペーパーを買った場合、それはもう食料費のほうの商品券は使えないということになるのですか。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今後取扱店を募集する際に、食料品を取り扱われているお店とそうでないお店にまず分けさせていただく方向で考えてございます。ただ、細かい分けが必要になってまいりますので、そこを一般的な統計の産業分類的なもので分けていくのか、もしくは実際そのお店が食料品を扱っておられれば、それは食料品取扱店として認めるのか、その辺の細部の詰めはこれからさせていただきたいと思いますが、食料品取扱店であれば、例えば先ほど言われたようにお肉とトイレットペーパーを買われても、食料品用の商品券を使っただいて、何ら問題がないものというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

すみ分けは難しいと思いますから、分かりやすい資料を作っていただきたいと思います。

それと、そもそも論になってしまって申し訳ないのですが、市民の方は、今現在、結構物価高騰に大変苦しんだ1年間で、これが行き渡るのが、市民の皆様のところに行くのは4月下旬という、もう早く、いち早く届けてほしいと思っている方もいらっしゃるのではないかなと思います。それで、商品券ではなくて現金というようなことは検討にはなかったのでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

当然、他市町村ですと現金給付という市町村も出てくるかと思っておりますので、現金給付のほうも検討させていただきましたが、やはり現金ですと、そのまま使われないこともあるとか、あとは市外、県外、例えばネットショッピングなどにも使えることが可能であるとか、いろいろ広く考えまして、やはり商品券のほうの方が妥当であるという判断にしたところでございます。

また、今、各事業所とは、このご議決をいただいた後に詳細を詰めさせていただきますので、もちろん一日でも早く市民の方にはお手元に渡るように考えてはございます。本当はもう今日にでも、クリスマスプレゼントとして市民の方に行き渡ればいいと思いますし、遅くも年明けにお年玉的にお気持ちを込めてお渡しできればいいのですけれども、やはりタイムスケジュールを組んでいきますとそういうわけにはいきませんので、できるだけ早く対応はさせていただきます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 連日遅くまで電気がついている様子も見ておりまして、短いタイトなスケジュールでここまで商品券のことを考えて議案として提出されたことには敬意を表します。お疲れさまです。ぜひ一日も早く市民の方々へ届くようによろしく願います。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） もう一つ、やはり甲州市商工会と随意契約ということですか。
- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

商品券の取りまとめですとか換金作業につきましては、甲州市商工会と契約する予定でございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） まず金額、1人当たり1万5,000円、食料品分が5,000円、物価高騰分が1万円ということで、今までやった商品券配布をするということで、本当に大きな金額の決断をされたなと思っています。臨時交付金以外にも一般財源から6,300万円が充当されています。事務経費の2,600万円ほどを引いても、市独自の分というのを含めてもかなり大きな金額がそこにも加わっているのかなと感じますけれども、その金額の決定のプロセスですね。1週間ほどしかなかったと思うのですけれども、本来であれば国のこの交付金であれば1万3,000円ぐらいが妥当なのかなと思うのですけれども、プラス2,000円をした、その理由というか、どういった政策の協議を経て出してきたのかというところを確認でお伺いします。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど林課長のほうからも組織内の協議についてもお話しさせていただきました。当初、

内示を受けた金額からすれば、確かに1万3,000円程度も妥当であるというところになってこようかとも思いますけれども、そこを1万5,000円にしたのは、せっかく国から頂ける内示額がございまして、商品券でいこうと考えますと、過去の例を見ますと、どうしても100%の使用率とはいきません。そうしますと、少し市の単費も入れて1万5,000円にすれば、過去の使用率から考えても内示額を全て使い切れることもできるという点も考えて、この金額に最終的に決定をさせていただいたところでございます。財政課ともかなりその辺の議論はさせていただきました。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

今、政策秘書課長、財政課とも協議をしたという話の中で、私どもも当初は1万3,000円を臨時交付金の中でやっていただきたいという話はしたのですが、やはり周りの市町村等も上乘せをしているという状況、また、私どもといたしましては決算の見込みですとか繰越金の現在の状況等を判断をして2,000円の上積みができるという判断をさせていただいて、1万5,000円ということに決定をさせていただきました。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） まず、商品券、お米券等も全国的には言われていたところですが、手数料が、商工会の委託料とか印刷代とか、会計年度任用職員の新たな雇用とかということで、経費が商品券を発行する、配るだけでもかかると思うのですが、お米券は、言われている、例えば500円で経費が40円で、実際に使えるのは460円とか440円という話だったのですが、これは満額の1万5,000円にほか経費という形ですけれども、例えばお米券と比べて経費的にこちらのほうが、余計に経費がかかってしまうような構図ではないのかということが、ちょっと比較がなかなか難しいのですけれども、そういうような検討はされたのか。既存の、例えばお米券みたいなものであれば、500円で使えるのが460円で40円の経費が引かれるということで、実際に使えるのが460円ということですが、これは1万5,000円とはいえ別に経費がかかるということで、税金を使うのに経費がそれなりにかかるわけです。その比較というのはまず、どちらが得なのかとか、市民が使える交付金というか、それが増えるのはどちらだったのかとかということ考えたのかということが1つです。

あと、消費を喚起するという意味では、プレミアム商品券だとか、あとPayPayのポイント還元に対して支出していくとか、そのほうが、市民が自分のお金を使いながらポイントを求めて使うということで、消費額が上がる可能性もあると思うのですね。消費拡大というところでは、そういうプレミアムとかポイント還元とかというところのほうが経済効果としてはあるような気もするのですよね。そういうことは検討されなかったのか。

また紙で交付するのですけれども、いわゆるPayPayとかデジタルでやるという考え方がなかったのかということです。

佐藤委員が質問されたりとかしたのですが、水道料金とか公共料金の値上がり、市民生活を直撃して苦しんでいるというところもあるので、例えば今度、手上げ方式で商品券を使えるところを募集するようでも、例えば甲州市の水道料金とか下水道料金とか、そういうものに充てられるとか、あとは、もう何でもよければ、それこそ石屋さんとかですね。そういういろんな事業者があるのですが、どんなところを想定しているのか。何かそこに利用する対象店舗というのを限定する何か条件みたいなものをつけていく考えがあるのかということ、聞きたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

かなりたくさん質問をいただきましたので、答弁に漏れがありましたら申し訳ございません。

まず、お米券との比較でございますが、本事業費の中で、今回事務費が、この予算の中で負担金、補助及び交付金を除いた部分が事務費かと思いますが、ここを合計しますと2,600万円余りとなってございます。総事業費から見ますと5.75%でございますので、お米券等よりは経費がかかっていないのかなということで、商工会さんをはじめとする事業者さんとも見積りを取る段階で協議をさせていただいて、かなり抑えた額にさせていただいているのかなというところが1点でございます。

あとは、プレミアム商品券的に、1万円で購入して1万3,000円のお買物ができるということも、10年ほど前に当市も国の施策でやったことがございましたけれども、そういった施策にしますと、やはり元手を持っている方でないとなかなか購入が可能ではないため、そういう方がたくさん使う傾向にございましたので、この物価高騰という面から見ますと、ちょっとプレミア的なものは効果が薄いのではないかという判断をさせてい

ただいたところでございます。

また、Pay Pay等キャッシュレス化の推進につきましても、これは商工業振興の面から見ますと非常に有効なことであるというふうに認識はしてございますけれども、今回がもちろん物価高騰対策であるということと、市民全員が使いやすいということを念頭に置いて事業設計を組んでございますので、紙の商品券が使いやすいのではないかという判断をさせていただいたところでございます。

また、水道料金等に、というお話でしたけれども、商品券のルールの中で、例えば公共料金ですとか、あとは換金性の高いもの、プリペイドカード、図書カード等の購入、または宝くじの購入等には、商品券は使用ができませんので、そういったものは直接は使えないのかなと思います。ただ、1人頭1万5,000円の商品券が行きますので、それで食料品、生活用品を購入していただければ、その分をまた水道料金等、公共料金の支払いに回していただくことも可能ではないかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 商品券検討の結果については理解しました。

ほかの推奨メニューもいろいろたくさんあったと思うのですが、その中で商品券というものを選んだという理由について、もう少し聞きたいのですが、先ほど水道料金の話が出ましたけれども、推奨メニューの中には地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能であることというようなことが書いてあったりします。というところかというと、そういう検討はなかったのかということ。

あと、中小企業の価格転嫁等に関する支援というか、例えば中小企業は、大企業からの下請であると価格転嫁が進まずに、それで大企業からの下請価格は変わらない状態で、賃金上昇の圧力がある中で、中小企業等への支援ということで考えるということとはなかったのかということ伺いたしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

水道料金等につきましては、広く検討させていただいた中で判断をさせていただいておりますので、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

また、推奨メニューの中には中小企業の価格転嫁についての支援等も当然ございますけれども、こちらのほうは実際、私どもも例えば中小企業労務改善協議会等の中小企業の

団体も所管してございますので、そういったところとも意見交換もさせていただきますが、制度設計が難しい面がありますので、なかなか国が言っている迅速性を持って対応することについては、ちょっと不適合ではないかと。またその辺は、県、国の制度に委ねていくしかないのかなという判断もいたしまして、商品券を選択したところでございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。  
(発言する者なし)
- 委員長（高野浩一君） 第7款商工費についての質疑を打ち切ります。  
次に、第2表繰越明許費補正について当局の説明を求めます。  
(当局説明)
- 委員長（高野浩一君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
(発言する者なし)
- 委員長（高野浩一君） 第2表繰越明許費補正についての質疑を打ち切ります。

---

#### 討論、表決

- 委員長（高野浩一君） 次に、討論を行います。  
討論はございますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。  
お諮りいたします。議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。  
以上で本日の議題は終了いたしました。  
これをもって予算決算常任委員会を散会いたします。  
副委員長に挨拶をいただきます。
- 副委員長（丸山国一君） 慎重審査、また当局におかれましては、これまでも経験もありますけれども、他市に負けないようなスピード感と間違いのない対応をしていただくことをお願いし、予算決算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔散会 午前11時36分〕

甲州市議会委員会条例第27条第1項の規定により署名又は押印する。

予算決算常任委員会委員長 高野 浩一 ㊟